

17. 薬液注入工事に係る施工管理について

薬液注入工事に係る施工管理について

平成2年4月24日 建設省技調発第110号の2
建設大臣官房技術調査室長から
北海道開発局工事管理課長
沖縄総合事務局開発建設部長
各都道府県土木(土木建設)部長
各政令指定都市建設(土木道路)局長
各公団担当部長あて

標記について、別添のとおり各地方建設局あて通知したので、参考とされたい。

参 考 薬液注入工事に係る施工管理について

平成2年4月24日 建設省技調発第110号の1
建設大臣官房技術調査室長から
各地方建設局企画部長あて

最近、一部の薬液注入工事において、手抜きによる不正行為の問題が生じているので、薬液注入工事に係る所管工事の執行にあたっては、下記の事項に留意し、適正な施工管理が行われるよう一層請負者を指導されたい。

記

1. 薬液注入量を正確に把握するために、薬液注入材料の入荷時における数量、品質に関する書類をその都度確認する等材料の検収等が的確に行われるよう措置を講ずること。
2. 薬液注入施工時における手抜きによる不正行為を防止するため、注入量－注入圧のチャート紙、写真等の管理を一層厳格に行うこと。